

海老名市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 28 年 12 月 21 日

海老名市農業委員会

第 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律の一部改正が施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

海老名市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、交通の便に恵まれた首都近郊地域である。本地域は、市の中央部を南北に縦断する通称、相模横山九里の土手によって大きく水田地帯と相模丘陵台地の畑作地帯に分けられ、水田作を中心とした土地利用型農業に加え、限られた農地を効果的に利用する施設園芸が盛んに行われている。

課題として、農家戸数の大半が自給的農家や第 2 種兼業農家であり、担い手自体が多くないこと、また、転用期待等から農地の資産的保有傾向が強いことから、担い手への農地集積・集約化が進まない状況がある。このため、担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地の流動性を高め利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の推進による農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

このようなことを踏まえ、活力のある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、海老名市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定める。

なお、この指針は、平成 35 年度を目標とし、3 年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、別に定める。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 28 年 3 月)	546.9ha	1.9ha	0.35%
3 年後目標 (平成 31 年 3 月)	534.3ha	1.8ha	0.34%
目 標 (平成 36 年 3 月)	533.1ha	1.7ha	0.32%

注：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査(以下「農地パトロール」という。)と農地の利用意向調査を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映し、法令に基づき農地台帳を公表する。

②農地等の利用の集積・集約化について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等による農地の貸借(利用権設定等促進事業)を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成28年3月)	545.0ha	88.6ha	16.25%
3年後目標 (平成31年3月)	534.3ha	94.0ha	17.59%
目 標 (平成36年3月)	533.1ha	104.0ha	19.51%

注:「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①利用権設定等促進事業について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

②農地中間管理事業について

農家の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を検討する。

③農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て神奈川県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入者経営体取得面積)
現 状 (平成 28 年 3 月)	1 経営体 0.1 (ha)
3 年後目標 (平成 31 年 3 月)	1 経営体 0.1 (ha)
目 標 (平成 36 年 3 月)	2 経営体 0.2 (ha)

注：現状については、平成 25 年度から平成 27 年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

神奈川県、海老名市、さがみ農業協同組合等関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんの検討をする。

②農業委員等によるフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。